

しめ縄制度改定のお知らせ

令和4年7月1日より講師区分を改定し、新たに「サポーター」「認定しめ縄講師」「しめ縄マスター」の3区分を新設いたします。

またこの改定に伴い、講師区分「初級認定講師」及び講座名称「初級しめ縄講座」は令和4年6月末日をもって廃止いたします。以降、「初級認定講師」と記載された名刺は使用できませんのでご注意ください。

<新講師区分詳細>

名称	サポーター <永年>
条件	1. 養成講座（※1）を受講したこと
特典	1. 修了証の発行（講座修了時に授与） 2. 協会開催イベントにボランティアとしての参加資格（交通費相当支給）

※ 新設された講師区分です。活動範囲は協会が主催するしめ縄プロジェクト会場でのサポートのみに限定されますが、非会員の方でも活動できます（会員であってもサポーターの方は自主開催はできません）。

名称	認定しめ縄講師 <年次更新>
条件	1. ICPAの会員であること 2. 養成講座（※1）または旧初級認定講座を受講したこと 3. 講師としての実体験を1回以上したこと（協会主催のサポートも可） 4. 実体験の内容をレポートしたこと（2022年以降は公式書式を使用） 5. 認定講師としての説明を受け、誓約書を提出したこと 6. 認定費用20,000円を収めたこと（初回認定時のみ／更新費不要）

特典	<ol style="list-style-type: none"> 1. 認定証（認定番号・認定日・有効期限）・ジャンパー・名刺の発行 2. 協会ホームページへの掲載 3. 協会ホームページでのしめ縄の販売資格 4. 協会開催イベントに講師として参加資格（交通費相当支給） 5. 有料の自主開催イベントの催行資格 6. 稲藁の仕入れ 7. マスター講座の受講資格
----	---

※ 現「初級認定講師」を改定した講師区分です。なおサポーターの方が認定を受ける場合、しめ縄講座を再受講する必要はありません。

名称	しめ縄マスター <年次更新>
条件	<ol style="list-style-type: none"> 1. 認定講師であること 2. マスター講座（※2）を受講したこと 3. ごぼう締めが2名以上の理事による審査を通過したこと 4. プレゼンテーション講座を受講したこと 5. プレゼンテーションの実技 6. 正月筆記試験を合格したこと 7. 認定費用 20,000 円を収めたこと（初回認定時のみ／更新費不要）
特典	<p>※ 認定講師の特典 1～6 と共通</p> <ol style="list-style-type: none"> 7. 認定ピンバッチ・盾の発行 8. 神社・企業への奉納資格 9. 協会開催イベントの催行資格

※ 新設された講師区分です。しめ縄プロジェクトの枠を超えた活躍ができます。

<新講座区分>

講座名	受講が条件である講師区分	
養成講座 (※1)	<ul style="list-style-type: none"> ・ サポーター ・ 認定しめ縄講師 	(現)初級認定講座と同程度の内容です。この講座の修了者は「サポーター」としてしめ縄プロジェクト会場でのサポートができるようになり、また規定の条件を満たすことで「認定しめ縄講師」になることができます。
マスター講座 (※2)	<ul style="list-style-type: none"> ・ マスター 	(旧)初級認定講座 2017 と同程度の内容に加え、ごぼう締め の 作り方講座 を追加しました。この講座の修了者は審査を経て「マスター」になることができます。
フォローアップ講座	なし	講座の受講から年月が経ってしまった場合や、教え方に不安がある場合など、講師に必要な技術（要点を抑えて的確に伝えるノウハウ）を改めて学びたい方向けの講座です。全講師を対象とした内容で、この講座の受講は資格取得の条件に含まれません。

※ 現在「初級認定講師」の方へ

既に「認定講師」の条件を満たしている方

近日中に『認定講師としての諸注意事項』『誓約書』『協会年会費お支払いのお願い』をお送りいたします。折り返し誓約書の返信と会費をお支払くださった方は、認定講師として追認の上、認定証と特典を順次付与いたします。（ご自分が取得条件を満たしているかどうかわからない場合は、お手数ですが協会または各理事まで直接お問い合わせください。）

まだ「認定講師」の条件を満たしていない方

サポーターとして引き続き協会主催イベントにご参加いただけます。修了証の発行をご希望の場合は協会または各理事まで直接お申し出ください。

以上

	更新	修了必須講座	認定料	取得要件
サポーター	不要 (非会員も可)	養成講座	0円	なし
認定しめ縄講師	年次 (ICPA年会費)	養成講座 (旧初級認定講座 の受講も可)	20,000円 (初回のみ)	<ul style="list-style-type: none"> ・ICPAの会員であること ・講師として実体験を1回以上したこと (ICPAしめ縄プロジェクトのサポートも可) ・実体験の内容をレポートしたこと ・講師としての説明を受け、誓約書を提出したこと
しめ縄マスター	年次 (ICPA年会費)	養成講座 及び マスター講座	20,000円 (初回のみ)	<ul style="list-style-type: none"> ・認定しめ縄講師であること ・ごぼう締めが2名以上の理事による審査を通過したこと ・プレゼンテーション講座を受講したこと ・プレゼンテーションの実技試験に合格したこと ・正月筆記試験に合格したこと